

# 公益社団法人高崎青年会議所 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高崎青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、個人が尊重される豊かな地域社会と国家の実現を目指し、奉仕・修練・友情の信条の下、新たな価値を創造する地域の中核となる人材を育成するとともに、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、地域を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2) 文化及び芸術を振興する事業
- (3) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (4) 環境問題を調査研究し、市民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (5) 国政問題等を多角的な視野をもって分析し、市民には問題を提起し、政府には問題解決方法を提案することにより、国政の健全な発展に寄与する事業

(6) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員の個人的修練及び相互の連帯に資する事業の開催
- (2) 国際青年会議所、日本青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前2項の事業については群馬県内を中心に行うものとする。

## 第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次条に規定する正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格)

第7条

1 正会員

- (1) 正会員は、高崎市及びその近隣市町村に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の青年でなければならない。ただし、年度中に40歳に達したときは、その年度内は正会員の資格を有する。
- (2) この法人に入会を希望する者は、正会員2名以上の推薦により別に定める高崎青年会議所会員資格規程に基づき、所定の入会手続きにより申し込む。
- (3) 入会の諾否は、理事会の決定による。
- (4) 正会員は、総会において各1個の議決権を有し、この法人の役員及び日本青年会議所役員並びに委員に選任される資格を有する。

2 特別会員

- (1) 40歳に達した年の事業年度末まで正会員であった者が、特別会員を希望したときは、次の年度からその資格を得ることができる。
- (2) 特別会員は、特別会員になった年度内に終身会費を高崎青年会議所会員資格規程のとおり納めなければならない。
- (3) 特別会員は、例会及びこの法人主催の行事に出席することができる。
- (4) 特別会員は、この法人の役員になることができず、また議決権を有しない。

3 賛助会員

- (1) この法人の趣旨に賛同し、その事業の発展を助長することを望む個人、法人及び団体は、所定の手続きを経てこの法人の賛助会員となることができる。賛助会員には一般賛助会員と特別賛助会員がある。
- (2) 賛助会員となるには、理事会において議決を得ることを要する。
- (3) 賛助会員は、この法人の役員になることができず、また議決権を有しない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、賛助会員の権利については別に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規程を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 正会員は入会に際し入会金を、また毎年度所定の納期に会費を高崎青年会議所会員資格規程のとおり納付しなければならない。

3 特別会員、賛助会員は会費を高崎青年会議所会員資格規程のとおり納付しなければならない。

4 既納の入会金及び会費は、理由を問わず返還しない。

(退会)

第10条 退会を希望する会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は、理事長が退会届を受理することにより完了する。

3 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。また会費納入前に退会を届け出ても、その年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合においては、その正会員に対し総会の日から1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、かつ、除名を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。

(2) 会費納入義務を履行しないとき。

(3) 出席義務を履行しないとき。

(4) その他正会員として適当でないと認められたとき。

2 特別会員又は賛助会員が、第1項第1号、第2号に該当し、又は会員として適当でないと認められるときは、理事会の議決により、当該特別会員又は賛助会員を除名することができる。

3 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての資格を失う。ただし、特別会員、賛助会員について第3号は適用しない。

(1) 第10条の規定により退会したとき。

(2) 前条の規定により除名されたとき。

(3) 当該正会員以外の総正会員が総会において同意したとき。

(4) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(休会)

第13条 正会員は、高崎青年会議所会員資格規程に定める事由により、正会員としての活動ができないときは、休会願いを理事長に提出し理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

### 第3章 総会及び例会

#### (総会の種類)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、これらの総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

#### (総会の構成及び議決権)

第16条 総会は正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (総会の議決事項)

第17条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に規定する事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
  - (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
  - (3) 事業報告及び収支決算の承認
  - (4) 役員を選任及び解任
  - (5) この法人の解散及び残余財産の処分方法の決定
  - (6) 高崎青年会議所運営規程の設定、変更及び廃止
  - (7) 高崎青年会議所役員選任に関する規程の設定、変更及び廃止
  - (8) 高崎青年会議所会員資格規程の設定、変更及び廃止
  - (9) 会員の除名
  - (10) その他特に重要な事項
- 2 各総会は、前項において定める事項の範囲内で、第19条第2項第2号により理事会において総会の目的事項と決議された事項以外の事項について、決議することはできない。

#### (開催)

第18条 定時総会は、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上の正会員が会議の目的事項を示して請求したとき。

#### (招集)

第19条 総会は一般社団・財団法人法第37条第2項の場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事会は総会の招集にあたり、次の事項を決議する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面あるいは電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令に定める事項

- 3 総会の招集は、少なくとも開催日の10日前までに正会員に対し、前項により決議された事項を記載した書面による通知を発してしなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに発してしなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 定時総会の招集に際しては、第52条第3項の規定により理事会の承認を得た貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びに監査報告を正会員に提供しなければならない。

(議長)

第20条 総会は、理事長がその議長となる。

(総会の定足数及び議決)

第21条 総会は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別に定める事項を除き、正会員総数の過半数の出席により成立し、議事は出席した正会員の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。
- 3 第1項、第2項の場合において、議長は正会員として当初の議決に加わることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、正会員総数の3分の2以上にあたる多数をもって議決しなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散
- (6) 合併契約の承認

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又はこれらを記録した電磁的記録をこの法人に提出又は提供して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。ただし、電磁的記録により提供する場合には、あらかじめこの法人の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により代理人に議決権を代理行使させた正会員は、前条及びその他の規定の適用については総会に出席し、議決権を行使したものとする。
- 3 第1項の委任状その他の代理権を証明する書面又はこれらを記録した電磁的記

録は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置く。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を書面又は電磁的記録により作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印をする。議事録が電磁的記録で作成されている場合は、電子署名をする。

(例会)

第24条 この法人は、高崎青年会議所運営規程の定めるところにより、毎月1回以上の例会を開く。

- 2 この法人の例会は理事長がこれを主宰し、次の行事を行うことができる。

- (1) 会食
- (2) 理事会、室及び委員会報告
- (3) ブロック協議会、地区協議会及び日本青年会議所に関する報告
- (4) 新入会員の紹介
- (5) 室及び委員会担当の行事
- (6) その他この法人の目的にそった事業

#### 第4章 役員等

(役員の種類)

第25条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上25名以内
  - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
  - 3 第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。
  - 4 理事会は、副理事長及び専務理事以外の理事のうちから業務執行理事を選任することができる。

(役員資格及び任免)

第26条 役員は、この法人の正会員であることを要し、総会において選任される。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 副理事長及び専務理事は、業務執行理事のうちから理事会において選定する。
- 4 監事はこの法人の理事を兼ねることができない。
- 5 理事長は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別

の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 7 理事のうち、理事のいずれか1名と他の団体の理事又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 その他役員を選任の方法に関しては高崎青年会議所役員選任に関する規程による。

(役員の評任及び解任)

第27条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任するには、正会員総数の3分の2以上にあたる多数をもって議決しなければならない。

(理事長及び役員任期)

第28条 理事長として選定された者は、就任を承諾したときから任期が始まり、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

- 2 理事として選定された者は、補欠として選定された者を除き、選定された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
- 3 監事として選定された者は、補欠として選定された者を除き、選定された翌年の1月1日に就任し、選定された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 4 補欠として選定された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(理事の任務)

第29条 理事長は、この法人を代表し、処務を総理し、理事会を招集してその議長となる。

- 2 副理事長は、業務執行理事とし、理事長の職務全般を補佐する。
- 3 専務理事は、業務執行理事とし、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務を処理する。
- 4 理事は、理事会に出席し、処務を処理しなければならない。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は次に掲げる職務を行い、又権限を有する。

- (1) 会計及び理事の業務執行状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を

作成しなければならない。

- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (5) 理事が不正行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- (6) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。この場合において請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられないときは、その請求をした監事は理事会を招集することができる。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長等)

- 第31条 この法人に直前理事長1名、参与若干名、顧問若干名（以下「直前理事長等」という。）を置く。
- 2 直前理事長等の資格及び任免並びに任期に関しては、第26条第1項、第8項、第27条第1項、第2項本文、第28条第1項、第3項、第4項の規定を準用する。ただし、直前理事長はこの限りではない。
  - 3 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
  - 4 直前理事長は、理事会に出席して助言することができる。ただし、理事会における議決権をもたない。
  - 5 参与は、理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、理事会における議決権をもたない。
  - 6 顧問は、理事会に出席し、経験を生かし本会の運営に関して理事長の諮問に答え、又助言することができる。ただし、理事会における議決権をもたない。

(報酬)

第32条 役員は無報酬とする。

(役員の一部免除)

第33条 一般社団・財団法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うに



つき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第35条 理事会は理事長がこれを招集する。

2 理事長は理事会の日の1週間前までに招集の通知を発しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会は、理事長がその議長となる。

(理事会の種類)

第37条 理事会は定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は原則として毎月1回以上開催する。

3 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事5名以上が要望書をもって請求したとき。

(理事会の権限)

第38条 理事会は次の各号に規定する事項のほか、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理し、その他この法人の運営に関する必要事項を審議する。

(1) 理事長の選定及び解職

ただし、理事長の選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を参考に理事長を選定する。

(2) 副理事長及び専務理事の選定及び解職

ただし、副理事長及び専務理事の選定にあたっては、総会の決議により副理事長候補者及び専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を参考に副理事長及び専務理事を選定する。

(3) 室長及び委員長の選定及び解職

ただし、室長及び委員長の選定にあたっては、総会の決議により室長候補者及び委員長候補者を選出し、理事会において当該候補者を参考に室長及び委員長を選定する。

- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) この法人の業務執行の決定
  - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定について、理事長をはじめとする各理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 役員の一部免除

（理事会の議決）

第39条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した理事の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 前項の場合において、議長は理事として当初の議決に加わることができない。
- 3 第1項の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第40条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示してその承認を得なければ、この法人と取引をしてはならない。

- (1) 自己又は自己の所属する法人をはじめとする第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 自己又は自己の所属する法人をはじめとする第三者のために、この法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
  - 2 前項の取引をした理事は当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（議事録）

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を書面又は電磁的記録により作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、理事会に出席した理事長及び監事が署名押印をする。議事録が電磁的記録で作成されている場合は、法令で定める電子署名をする。

(室及び委員会の設置)

第42条 この法人は、その目的の達成に必要な重要事項を研究、審議、実施するために室及び委員会を置く。

2 室及び委員会の設置は、高崎青年会議所運営規程による。

(委員の任命)

第43条 室に室長1名、委員会に委員長1名及び副委員長、幹事若干名を置くことができる。

2 副委員長、幹事は委員長の指名により理事会の承認を得て決定し、委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

第44条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の統括は、専務理事が行い、その他事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第8章 管理

(定款その他の書類の備え置き)

第45条 本定款で定める各規定により主たる事務所に備え置くこととされた書類は、各規定により定められた期間主たる事務所に備え置く。

2 理事長は、主たる事務所に備え置いた書類の閲覧を会員が求めたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(資産)

第47条 この法人の資産は、入会金、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

(財産の請求の件)

第48条 会員は、第12条の規定により資格を喪失した場合も、この法人になんらの請求をすることができない。

(財産の管理、運用)

第49条 財産の管理、運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により定める。

(会計原則及び区分)

第50条 この法人の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 収益事業又はその他の事業に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、事業毎に特別の会計として経理しなければならない。
- 3 この法人は、法令で定めるところに従い、適時に正確な会計帳簿を作成する。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が書面又は電磁的記録により作成し、理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にも関わらず、やむを得ない理由のため予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。
- 4 第1項の事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始日の前日までに群馬県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度ごとに、理事長が前事業年度に関する事項を記載した次の書類により、これらを書面又は電磁的記録で作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、これを監査し監査報告を作成して、理事長に提出しなければならない。
  - 3 理事長は、前項の監事の監査報告を添えて第1項の書類を理事会に提出し、その承認を得なければならない。
  - 4 第1項各号の書類及び監査報告は、定時総会の日から2週間前から5年間主たる事務所に備え置く。
  - 5 理事長は、第2項の監事の監査報告を添えて、第3項の規定により理事会の承認を得た第1項各号の書類を定時総会に提出し、その承認を得なければならない。

い。

- 6 この法人は、第1項の定時総会の終結後ただちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(書類の提出)

第53条 理事長は毎事業年度の経過後3か月以内に前条第1項各号の書類及び監査報告並びに役員名簿、会員名簿を群馬県知事に提出しなければならない。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料を積極的に公開するものとする。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事情により、電子公告によることができないときは、官報に掲載する方法による。

(定款及び会員名簿等の公開)

第56条 定款及び諸規程並びに会員名簿、役員名簿を書面又は電磁的記録により作成して主たる事務所に備え置き、この法人の業務時間内において一般の閲覧に供するものとする。

- 2 会員名簿、役員名簿について、この法人の会員以外の者からその閲覧の請求があったときは、個人の住所に係る記載の部分を除いて閲覧させることができる。

(事業計画書及び収支予算書の公開)

第57条 第51条の規定により作成した事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、この法人の業務時間内において一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び計算書類の公開)

第58条 第52条第4項の規定により主たる事務所に備え置かれた書類はその期間、この法人の業務時間内において一般の閲覧に供するものとする。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、群馬県知事の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なく群馬県知事に届け出なければならない。

（解散）

第61条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解散することができる。

（清算人）

第62条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は就任の日から6か月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

（解散の場合の会費徴収）

第63条 この法人は、解散後であっても総会の議決を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第64条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第65条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 細則

（細則）

第66条 この定款に定めるほか、この法人の運営に必要な諸規程又は細則の制定、変更及び廃止は理事会の議決を経て行う。

- 附則
- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
  - 2 この法人の最初の代表理事は酒井裕次とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則 この定款の変更は、平成27年8月18日から施行する。

# 公益社団法人高崎青年会議所 運 営 規 程

## 第1章 総 則

第1条 本運営規程は、この法人の運営の円滑化を図るため定款に基づき組織運営等に関する原則を定める。

## 第2章 理事会

第2条 理事会は定款に定める事項の外、次の事項について審議する。

- (1) 委員会より提案された事項
- (2) 日本青年会議所より提示された事項
- (3) その他必要な事項

第3条 議案上程は副理事長（専務理事）、室長又は総務委員長、会員委員長が行い、補足が必要な場合は議長の許可を得て当該委員長が行うことができる。

- 2 委員長は、理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、理事会における議決権をもたない。（理事についてはこの限りではない）

## 第3章 例 会

第4条 この法人の例会は、毎月1回以上これを開催し、原則として毎月12日又は22日を開催日とする。

- 2 日時に変更あるときは、事前に理事会の承認を得て、文書をもって会員に通知する。

第5条 この法人の例会は理事長がこれを主宰し、次の行事を行うことができる。

- (1) 会食
- (2) 理事会、室及び委員会報告
- (3) ブロック協議会、地区協議会及び日本青年会議所に関する報告
- (4) 新入会員の紹介
- (5) 室及び委員会担当の行事
- (6) その他この法人の目的に沿った事業

第6条 例会の進行は日本青年会議所の様式に従って行い、その運営は会員委員会が担当する。

第7条 正会員が理事会により決議されたメーキャップ事業に出席した場合、アテンダンスと認め、この法人の例会に出席したものとみなす。但し、役員選任に関する規定第7条（5）に記される基本例会には含まれない。

- 2 仮入会員にも前項の規定を適用する。
- 3 メーキャップ期間は、該当例会日の翌日より次回例会日の前日までとする。但し、



理事会の決議により変更することができる。

#### 第4章 室及び委員会

第8条 理事長は、定款第42条に基づき、理事会の承認を得て、総務委員会、会員委員会の他、この法人の目的に沿った室及び委員会を設ける。

2 委員会はその性格、内容等に応じて、室に分別することができる。

第9条 理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、監事及び顧問を除く正会員は必ずいずれかの委員会に所属するものとする。委員会の所属は、会員の希望を勘案して理事会において決定する。

第10条 委員会には委員長1名を置き、副委員長、幹事若干名を置くことができる。副委員長・幹事は委員長の指名により理事会の承認を得て決定する。

第11条 委員長は委員会を代表して会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

3 幹事は委員長、副委員長を補佐し、委員会運営を円滑に行う。

4 委員は原案の作成、審議実施を担当する。

5 委員長・副委員長・幹事及び委員の任期は、この法人の役員の任期に準ずるものとする。但し、特に期限を定めた場合はこの限りではない。

第12条 委員長は予め委員会の議題、日時、場所等を各委員に通知し、招集するものとする。

第13条 委員会は原則として毎月1回以上開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

2 委員長は委員会開催に当たっては議事録を作成し、総務委員会に提出すると共に、理事会において報告しなければならない。

第14条 委員会の決定事項は理事会の承認を得て、この法人の決議とすることができる。

第15条 総務委員会の業務分掌を次の通り定める。

- (1) 事務局の管理
- (2) 理事会、総会に関する事項
- (3) 日本青年会議所、国内各青年会議所との提携に関する事項
- (4) 褒章に関する事項
- (5) 定款に関する事項
- (6) 財務に関する事項
- (7) その他、各委員会に属さない事項

第16条 会員委員会の業務分掌を次の通り定める。

- (1) 例会に関する事項
- (2) 会員相互の親睦と健康に関する事業の計画立案及び実施
- (3) 国内及び国外青年会議所の会員との親睦に関する事項

- (4) 会員拡大に関する事項
- (5) 入会希望者の調査
- (6) 新入会員の指導

第17条 委員長は必要と認めた場合に、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、監事、顧問、参与、特別会員、賛助会員及びほかの委員の出席を求めることができる。

#### 第5章 事務局

第18条 事務局は高崎市内に置く。

第19条 事務局には有給事務員若干名を置くことができる。

第20条 事務局は総会及び理事会の議事録並びに事業計画、予算書その他の書類を整理保存しなければならない。

第21条 事務局の総括は専務理事が行う。

#### 第6章 会計経理

第22条 各委員長において支出を必要とするときは、総務委員会の審査を経て承認を受け、それを理事会に提出し審議を受ける。

第23条 各委員会の支払は各委員長が所定の支払伝票に捺印の上、総務委員長に提出する。

第24条 各委員会において剰余金を生じた場合は理事会に報告する。

附則 この規程は、平成23年5月10日から施行する。

附則 この規程の変更は、平成27年8月18日から施行する。

# 公益社団法人高崎青年会議所 庶務規程

## 第1章 褒賞

第1条 本規程はJ C運動の高揚を図り、かつJ C運動に貢献した名誉をたたえるための褒賞について定めるものである。

第2条 被褒賞者の対象は次の通りとする。

- (1) 委員会
- (2) 会員
- (3) その他

第3条 被褒賞者の条件は次の通りとする。

青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会、青年会議所運動に積極的に参加し他の模範となった会員及び青年会議所運動を理解し協力した個人及び団体とする。

第4条 理事長は、その候補者を推薦し、理事会で審議決定する。

第5条 褒賞は、原則として12月の例会において理事長がこれを行う。

## 第2章 慶弔

第6条 正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員の結婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000円程度
- (2) 会員の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・生花一基及び10,000円の香典
- (3) 会員の父母、妻、及び子供の死亡・・・・・・・・・・生花一基
- (4) 特別会員の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・生花一基
- (5) 会員の怪我、病気（理事長が必要と認めたとき）・・見舞金10,000円程度以上の外、必要と認めたときは、理事会においてこれを決定する。

## 第3章 旅費

第7条 正会員及び事務局員が公務のため出張する場合の旅費については理事会において決定する。

第8条 その他必要な事項は理事会で決定する。

附則 この規程は、平成23年5月10日から施行する。

# 公益社団法人高崎青年会議所 会員資格規程

## 第1章 入会

- 第1条 この法人に正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に定める事項を記載し、推薦者2名連記署名の上、総務委員長に提出するものとする。
- 第2条 新規入会者の年齢制限を満35歳とする。ただし、それを超える希望者については、資格審査会において別途、条件を検討する。
- 第3条 総務委員長は、入会申込書を精査した上で理事長に提出するものとする。
- 第4条 理事長は、提出書類を会員委員長に送付し、その予備調査と入会前の指導を付託する。
- 第5条 会員委員長は、次の項にわたり調査及び指導をしなければならない。
- (1) 書類の調査
  - (2) 本人の調査
  - (3) 面接及び指導
- 第6条 会員委員長は、前条に基づき意見書を作成し、入会申込書とともに資格審査会に提出する。
- 第7条 資格審査会に提出された書類は、同審査会において審査し、適正と認められたとき仮入会とし、同審査会より理事会に報告する。ただし、第2条の例外の場合は理事会の審議を要する。
- 2 資格審査会の構成員は、理事長が指名し理事会の承認を得る。
- 第8条 仮入会の期間は3か月とする。仮入会者は次の事項を守らなければならない。
- (1) 会費3か月分の納入。
  - (2) 例会100%の出席をし、この法人の活動に積極的に参加すること。
  - (3) この法人の品位及び体面を傷つけないこと。
- 第9条 仮入会の期間を終了又は資格審査会において仮入会の期間を免除された者は、次の理事会で出席理事3分の2以上の賛成を得た日を以って正会員の資格を取得する。また入会金及び残余会費は理事会承認月の末日までに納入する。
- 2 公益社団法人日本青年会議所に加入している他の青年会議所の正会員であった者は、仮入会の期間を終了したものとみなすことができる。ただし、青年会議所歴及び前所属青年会議所理事長の推薦状を理事会に提出しなければならない。
- 第10条 推薦者の資格及び責任は次の通りとする。
- (1) 推薦者は、入会后満2年以上を経過した正会員で、かつ過去1年間の例会出席が60%以上の会費完納者でなければならない。
  - (2) 推薦者は、審査の理事会に必ず出席し、入会希望者の推薦をしなければならない。
  - (3) 推薦者は、必ず次の例会に出席し、入会を許可された会員を紹介しなければならない。

ない。

- (4) 推薦者は、新入会員の入会后1年間の出席及び会費納入について責任をもたなければならない。

## 第2章 会費及び入会金

第11条 会員は、入会に際し入会金を、また毎年度所定の納期に次の通り納付しなければならない。

入会金：正 会 員 金30,000円

会 費：特 別 会 員 終身 正会員会費年額の半額とする

正 会 員 年 額 金120,000円

一般賛助会員 年額 金10,000円

特別賛助会員 年額 金30,000円

- 2 転勤などやむを得ない事由で補欠により理事会の承認を得て選任された正会員は、前の正会員の残額年会費の権利を譲り受けることができる。また、入会金は免除する。
- 3 第1項に定める入会金及び会費（特別会員及び一般賛助会員、特別賛助会員の会費を含む）は、30%以上を公益目的事業会計に使用する。

第12条 正会員は、毎年1月22日までに、その年度の会費を納入しなければならない。ただし、1月22日までに70,000円、6月22日までに残額の2期に分納することができる。

- 2 正会員の会費は、原則として当会指定の金融機関より預金口座振替にて納入する。

## 第3章 出席、除名、休会及び退会

第13条 会員は、すべての会合に時間を厳守しなければならない。

第14条 例会に遅刻又は欠席するときは、総務委員長若しくは所属委員長に連絡しなければならない。

第15条 会員が例会に連続4回欠席したときは総務委員長が出席勧告状を発送し、なお2回連続欠席したときは、総会の承認を得て除名とする。

第16条 会員は、定められた方法によって会費の納入を行わなければならない。

- 2 会費を納入していない会員は、総会の承認を得て除名とする。

第17条 会員は、次に掲げる場合に該当するときは、理由を添えて休会願いを理事長に提出しなければならない。

- (1) 会員の業務の都合により、3か月以上にわたって会員としての活動ができないと思われるとき。
- (2) 怪我、病気等の療養生活のため、3か月以上の長期にわたって会員としての活動ができないと思われるとき。

第18条 休会の申し出は、委任状により代理人によってこれをなすことができる。但し、代理人は正会員であることを要する。

第19条 休会願いは理事会の承認を要し、申出人は理事会で承認された翌日よりその期間中休会とみなされる。

- 2 休会中の正会員は、その権利の行使を停止する。
- 3 休会の期限後若しくは期限前に復帰しようとするときは、理事長に届け出なければならない。
- 4 休会中の会員が休会期間の延長を希望するときには、本人又はその代理人がその理由を記載した文書を理事長に提出しなければならない。
- 5 休会を承認された会員は出席義務をその期間免除される。但し、会費の納入は行わなければならない。

第20条 正会員が退会を希望するときは次の手続きを完了した後、任意の退会届に会員バッジ、ネームプレートを添え、理事長に提出しなければならない。

- (1) 会費等の納入
- (2) 自己担当業務の引継

第21条 退会届の報告は退会届が受理された直後の理事会において行う。退会届が承認された場合は、退会届提出日を退会確定の日とする。但し、退会届提出日以降の日付であれば、退会確定日を本人の希望日とすることができる。

第22条 定款第7条第2項の特別会員並びに同条第3項の賛助会員には、第11条第1項及び第3項を除き、本規程を適用しない。

附則 この規程は、平成23年5月10日から施行する。

附則 この規程の変更は、平成27年8月18日から施行する。

# 公益社団法人高崎青年会議所 役員選任に関する規程

## 第1章 総 則

- 第1条 定款第26条に定める役員選任の手続きは、この規程の定めるところによる。
- 第2条 役員選任に関する事務を管理するため、役員選挙管理委員会（以下選管委員会と略称する）を置く。

## 第2章 役員選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員会の定員は5名以内とし、毎年6月10日までに理事会の承認を得て理事長が正会員の内より指名する。
- 2 指名された選管委員に欠員が生じた場合には、直ちに理事会の承認を得て理事長が正会員の内から補充する。
- 第4条 選管委員会は、互選により委員長、副委員長を各1名定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表して理事会に出席し、選挙に関する事務に関して意見を述べることができる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第5条 選管委員の任期はその年度末までとする。但し、選挙事務処理が終わらない場合には、理事会の承認を得て事務処理の完了まで任期を延長することができる。

## 第3章 通 知

- 第6条 役員選任に関する通知は、すべて選管委員長の名を以って文書により会員に通知する。

## 第4章 選挙権及び被選挙権

- 第7条 正会員は、選挙権及び被選挙権を有する。但し、本条第1項又は第2項に該当する者は選挙権及び被選挙権を、また、本条第3項ないし第5項のいずれかに該当するは被選挙権を有しない。
- (1) 当該年度の6月以降に入会した者
- (2) この法人の会員資格規程第11条に違反している者
- (3) 当該年度すでに満40才に達した者、及び達する者
- (4) 当該年度内に入会2年を超えない者
- (5) 当該年度前年の7月1日より当該年度の6月30日までの基本例会への出席率が60%未満の者

## 第5章 理事長候補者

第8条 被選挙権を有する会員にして理事長候補者となることを希望する者は、7月10日から7月15日までの間に、次の書類を選管委員会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書及びこの法人に対する経歴書
- (2) この法人に対する意見書

第9条 選管委員会が、候補者の資格審査の結果適格であれば直ちに前条第1項及び第2項の書類を添えて理事長に報告し、8月10日までに会員に通知しなければならない。

第10条 7月15日までに第8条に規定された候補者の届出がないときは、理事会は1名以上の候補者を7月25日までに推薦することができる。

- 2 理事会の推薦を得た候補者は、7月31日までに第8条に定めた書類を選管委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の場合、選管委員会は8月15日までに会員に通知しなければならない。

#### 第6章 理事長候補者の選挙

第11条 理事長候補者の選挙は、総会において選管委員会所定の用紙を用いて単記、無記名投票により行う。

第12条 最高得票者が、有効投票の過半数を得ない場合は次者と決選投票を行う。

第13条 理事長候補者が1名の場合は、総会において3分の2以上の承認を必要とする。

#### 第7章 理事長以外の役員の選任

第14条 理事長候補者当選者は、正会員のうちより副理事長候補者及び専務理事候補者を指名する。

- 2 理事長候補者当選者は、正会員のうちより理事定数の半数以下の理事候補者を指名する。
- 3 前項の規定により指名された理事候補者が理事となった場合、それらの者を常任理事とする。
- 4 本条第2項により指名された理事候補者以外の理事候補者を選挙理事候補者とし、選挙により選出する。
- 5 理事の定数は、総会において決定する。

第15条 監事は、直前理事長予定者の推薦により総会の承認を得て正会員より選任する。

- 2 顧問は、直前理事長予定者の推薦により総会の承認を得て正会員より選任される。ただし、理事長経験者でなければならない。
- 3 参与は、理事長候補者当選者の推薦により総会の承認を得て正会員より選任する。ただし、理事経験者とする。

第16条 選挙理事候補者の選挙は、選管委員会所定の用紙を用い、当該年度の選挙理事数の連記投票により行い、上位から定数選出する。



第17条 投票は、当該年度の選挙理事候補者数以内を有効とし、累積投票は総て無投票とする。

第18条 同点当選者のある場合は、生年月日の早い者より当選とする。

第19条 選挙理事候補者当選者のうちで、辞退の申し出のあった場合には、順次繰上げ当選とする。

#### 第8章 立会人

第20条 投票及び開票に際して2名以上の立会人を置く。立会人は選管委員会において正会員のうちより指名する。

#### 第9章 有権者名簿

第21条 選管委員会は、6月30日における当該年度の有権会員名簿を作成し、理事会に報告し会員の閲覧に供するものとする。

第22条 選管委員会は、8月31日までに理事の被選挙人名簿を作成し、会員の閲覧に供するものとする。

#### 第10章 役員名簿

第23条 役員当選者が確定したときは、選管委員長は直ちに当選者名簿を総会に報告しなければならない。

附則 この規程は、平成23年5月10日から施行する。

# 公益社団法人高崎青年会議所 公印規程

## 第1章 趣 旨

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、当青年会議所（以下会議所という）の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 定 義

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は下記の通りとする。

- (1) 公印文書に使用する理事長印で、高崎市に登録されたものをいう。
- (2) 公印管理者専務理事をいう。

## 第3章 管 理

第3条 公印は、公印管理者が管理するものとする。

- 2 公印管理者が不在の場合は、事務局員が公印を管理する。

第4条 公印管理者は、公印を常に堅牢な容器に納め、事務局内金庫に施錠のうえ保管し、盗難、不正使用等のないよう厳重な管理に努めるものとする。

第5条 公印は、理事長及び公印管理者以外は事務局外に持ち出すことはできない。

- 2 調印等、やむを得ず公印を事務局外で使用する場合は、公印管理者が責任をもって管理するものとする。
- 3 前項の場合において公印管理者が不在の時は、代理者を指名する。

## 第4章 事故届

第6条 公印管理者は、その管理に係る盗難、紛失等の事故があったときは直ちに理事長、事務局に報告しなければならない。

## 第5章 使 用

第7条 公印は、文書が真正に会議所の意思を表すものであることを確認し、当該文書について会議所が自ら責任を負うことを明らかにするために押印するものであり、厳正に使用しなければならない。

附則 この規程は、平成23年5月10日から施行する。

## 公益法人高崎青年会議所 情報公開規程

- 第1条 本規程は、この法人が、定款に定めるところによる情報公開を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この法人の情報公開に関する事務は、専務理事が総括管理する。
- 第3条 この法人の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係わる資料の閲覧場所に書面又は電磁的記録により常時備え置くものとする。
- ①定款
  - ②諸規程
  - ③会員名簿
  - ④役員名簿
  - ⑤定款51条の規定により作成された事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類
  - ⑥定款52条1項の規定により作成された書類
- 第4条 この法人の公開する情報の閲覧場所は、主たる事務所内とする。
- 2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧時間は、午前10時から午後3時までとする。
- 第5条 この法人の公開する情報の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、専務理事に提出しなければならない。
- 2 専務理事は、閲覧申請書が提出されたときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。
- 附則 この規程は、平成23年5月10日から施行する。

第1号様式

## 閲覧申請書

公益社団法人高崎青年会議所  
理事長 殿

申請日 平成 年 月 日

申請者 印

申請者住所

〒 ー

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

記

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類

第2号様式

## 閱 覧 受 付 簿

受付番号	受付年月日	申請者の住所・氏名	閲覧書類	備 考

# 公益社団法人高崎青年会議所 事務規程

## 第1章 総則

第1条 この法人の事務は、定款その他特に定めるもののほか、この規程によって処理する。

## 第2章 組織及び職制

第2条 事務局に総務委員長（又は事務局長）を置く。但し、必要により総務副委員長（又は事務局次長）を置くことができる。

第3条 事務局に有給事務員（以下、「事務員」という）を置くことができる。

第4条 総務委員長及び事務員は、専務理事の命を受けて事務局を統括し、事務を掌理する。

2 事務員は総務委員長及び総務副委員長を補佐して事務を掌理する。

第5条 担当者の任免は、理事長がこれを行う。但し、嘱託及び臨時雇の任免に関する手続きは、専務理事が行う。

## 第3章 事務分掌

第6条 事務局において以下の事務を分掌する。  
運営規程第15条(5)(6)(7)に定めた事項。

## 第4章 事務処理

第7条 事務を処理するには、文書をもってする。但し、緊急を要するものにして軽易なものは、口頭をもってこれを処理する。

第8条 文書を収受したときは、親展文書を除くほかこれを事務局において開封し、当該文書の余白に収受年月日を附して、それぞれ当該文書の担当者に配布しなければならない。

第9条 文書に金券、切手又は物品を添付してあるときは、専務理事にその旨を伝え、担当者に配布する。但し担当者が該当しない場合は、事務局において収受する。

第10条 親展文書で公務に関するものについては、専務理事の許可を得て開封後、所定の手続きをとらなければならない。

第11条 文書の保存類目及び保存年限は次の通りとする。

### 【永年保存】

- (1) 認許可書に関する書類
- (2) 設立及び定款に関する書類

- (3) 登記に関する書類
- (4) 契約に関する書類
- (5) 財産に関する書類
- (6) 印章に関する書類
- (7) 予算及び決算に関する書類
- (8) 事業報告に関する書類
- (9) 会員台帳
- (10) その他永年保存が必要と認められる重要な書類

**【10年保存】**

- (1) 選挙に関する書類
- (2) 金銭関係に関する帳簿及び書類
- (3) 物品会計に関する帳簿及び書類
- (4) 統計及び調査関係書類
- (5) 会費徴収に関する書類
- (6) 負担金徴収に関する書類
- (7) その他10年保存が必要と認められる書類

**【3年保存】**

- (1) 諸名簿、諸票及び調査書類
- (2) 業務に関する書類
- (3) 文書収受に関する書類
- (4) その他3年保存が必要と認められる書類

第12条 文書は、公務のほか、専務理事、総務委員長の許可なく他人に謄写又は閲覧させ若しくは謄本を与えることはできない。

## 第5章 会費、負担金の徴収

第13条 この法人は、徴収すべき会費、負担金について、現在額及び増減を整理し、常に現況を明らかにしておかなければならない。

第14条 会費、負担金の徴収は、払込通知書により、理事長名をもって各会員に配布しなければならない。

第15条 会費、負担金を納入すべき方法及び場所は、払込通知書欄外に表示する。

第16条 払込通知書は、遅くとも納期14日前に発送しなければならない。

第17条 事務局において現金を受領したときは、速やかに取扱金融機関に預け入れなければならない。

第18条 預金通帳は理事長名義として事務局において保管し、会費、負担金納入者から納入の届出があったときは、直ちに記帳をしなければならない。

第19条 納入期限後、未納のものがあるときは、直ちに督促状を発送しなければならない。

い。

## 第6章 会 計

第20条 この法人の会計責任者は専務理事とする。

第21条 この法人の会計管理者は事務員とする。

第22条 収入金は、専務理事の検閲を経て所定の金融機関に預入する。但し、臨時必要の用途に充てるため、常時5万円以内の現金は事務局に保管することができる。

第23条 各委員会の必要において金銭の支出を行うときは、事業計画書に基づいて、当該委員長を経て専務理事の決裁を受け、これを行う。

第24条 事務局は次に掲げる経費の支出負担行為の決定を専決することができる。

- (1) 総会において承認された予算の実行
- (2) 報酬、給料、共済費、賃金等の義務的経費
- (3) 電気料、水道料、電話料、郵便料等の定例的経費

第25条 事務局は、経費の支出負担行為の確認及び支出の決定について、専務理事の了承をもって専決することができる。

第26条 特に即時支払を要する支払のほかは、毎月末日をもって支払日とする。

- 2 前項の支払日が休日にあたる時は、その前日に繰上げる。

第27条 事務局は、金銭出納帳、会計帳簿等の帳簿類を備えて記帳整理し、検閲に便利なように整理保存しなければならない。

第28条 この法人においては、原則として、年度末までに翌年度の予算書を、年度経過後2か月以内に当該年度の決算書を作成しなければならない。

第29条 会計管理者が不在の時は、専務理事がその事務を代決する。

- 2 前項の規定により代決した事項については、遅滞なく会計管理者に報告しなければならない。

第30条 この法人の会計に関する事項は、監事の監査を受けなければならない。

附則 1 この規程は平成23年5月10日より施行する。

- 2 この規程によるほか事務処理上更に必要な事項は、専務理事が別に定める。